



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

### ○ 教育委員会規則

\*8 和歌山県大学生等進学支援金貸与条例施行規則の一部を改正する規則 ..... 1

### ○ 告示

513 南紀用土地改良区の役員の就任 (農業農村整備課) ..... 2

514 県営土地改良事業計画の決定 ( " ) ..... 3

515 " ( " ) ..... 3

516 令和5年度狩猟免許試験の実施 (果樹園芸課) ..... 4

517 基本測量の終了 (技術調査課) ..... 5

518 公共測量の終了 ( " ) ..... 6

519 " ( " ) ..... 6

520 " ( " ) ..... 6

521 " ( " ) ..... 6

522 和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成24年和歌山県告示第340号)の一部改正 (総務事務集中課) ..... 6

### ○ 公安委員会告示

14 運転免許取得者等教育の認定 ..... 7

15 運転免許取得者等検査の認定 ..... 9

### ○ 労働委員会告示

1 あっせん員候補者名簿の公示 ..... 10

### ○ 内水面漁場管理委員会告示

3 公聴会の開催 ..... 11

### ○ 公告

都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課) ..... 12

和歌山県物品の購入等の競争入札参加資格審査申請の受付 (総務事務集中課) ..... 12

## 教育委員会規則

### 和歌山県教育委員会規則第8号

和歌山県大学生等進学支援金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年4月18日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

和歌山県大学生等進学支援金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県大学生等進学支援金貸与条例施行規則(令和3年和歌山県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(貸与対象者)	(貸与対象者)

第4条 略  
 2～4 略  
 5 条例第3条第1項第7号に規定する教育委員会規則で定める修学のための資金は、次に掲げるものとする。  
 (1)～(4) 略  
(5) 和歌山県特定診療科医師確保修学資金貸与規則(令和4年和歌山県規則第38号)の定めるところにより貸与される和歌山県特定診療科医師確保修学資金  
 (6) 略

第4条 略  
 2～4 略  
 5 条例第3条第1項第7号に規定する教育委員会規則で定める修学のための資金は、次に掲げるものとする。  
 (1)～(4) 略  
 (5) 略

別記第2号様式(表面)中

「(オ) 和歌山県看護職員修学資金貸与条例の定めるところにより貸与される保健師修学資金、助産師修学資金又は看護師修学資金」

を

「(オ) 和歌山県特定診療科医師確保修学資金貸与規則の定めるところにより貸与される和歌山県特定診療科医師確保修学資金

(カ) 和歌山県看護職員修学資金貸与条例の定めるところにより貸与される保健師修学資金、助産師修学資金又は看護師修学資金」

に改める。

別記第6号様式(裏面)中

「(オ) 和歌山県看護職員修学資金貸与条例の定めるところにより貸与される保健師修学資金、助産師修学資金又は看護師修学資金」

「(オ) 和歌山県特定診療科医師確保修学資金貸与規則の定めるところにより貸与される和歌山県特定診療科医師確保修学資金

に改める。

(カ) 和歌山県看護職員修学資金貸与条例の定めるところにより貸与される保健師修学資金、助産師修学資金又は看護師修学資金」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 和歌山県告示第513号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、南紀用水土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和5年4月18日

和歌山県知事 岸 本 周 平

就任した役員(令和5年3月18日就任)

職名 氏 名 住 所

理事 松本直生 日高郡みなべ町筋896番地2

**和歌山県告示第514号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営ため池等整備事業多々良（中）池地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となる。）として、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が定められたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この土地改良事業計画が定められた日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができなくなる。

令和5年4月18日

和歌山県知事 岸 本 周 平

## 1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

## 2 縦覧期間

令和5年4月19日から同年5月19日まで

## 3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、西牟婁振興局農林水産振興部農地課及び白浜町農林水産課

**和歌山県告示第515号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営ため池等整備事業猪ノ谷池地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となる。）として、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が定められたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この土地改良事業計画が定められた日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができなくなる。

令和5年4月18日

和歌山県知事 岸 本 周 平

## 1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

## 2 縦覧期間

令和5年4月19日から同年5月19日まで

## 3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、西牟婁振興局農林水産振興部農地課及び白浜町農林水産課

## 和歌山県告示第516号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の規定により、令和5年度狩猟免許試験を次のとおり実施する。

令和5年4月18日

和歌山県知事 岸 本 周 平

## 1 狩猟免許試験の日時及び場所

次のとおりとする。ただし、網猟免許に係る試験は、和歌山県民文化会館以外の会場では実施しない。

開催月日	曜日	開始時刻	会 場 名	所 在 地
7月23日	日	正午	和歌山県民文化会館	和歌山市小松原通一丁目1番地
7月23日	日	正午	御坊市民文化会館	御坊市菌258番地の2
7月23日	日	正午	東牟婁総合庁舎	新宮市緑ヶ丘二丁目4-8
8月20日	日	正午	和歌山県民文化会館	和歌山市小松原通一丁目1番地
8月20日	日	正午	上富田文化会館	西牟婁郡上富田町朝来758-1

## 2 試験科目

## (1) 適性試験

適性試験は、視力、聴力及び運動能力について行う。

## (2) 技能試験

## ア 鳥獣の判別

鳥獣の図画等により狩猟鳥獣及び狩猟鳥獣に誤認されやすい鳥獣のうち16種類の判別について行う。

## イ 猟具の取扱い

## (ア) 網猟免許に係るもの

a 網の猟具を見て、その使用の是非の判別について行う。

b 網の猟具1種類についての架設を行う。

## (イ) わな猟免許に係るもの

a わなの猟具を見て、その使用の是非の判別について行う。

b わなの猟具1種類についての架設を行う。

## (ウ) 第一種銃猟免許に係るもの

銃器の点検、分解、結合、装填、射撃姿勢及び脱砲並びに空気銃の圧縮操作、装填及び射撃姿勢並びに距離の目測等猟具の取扱いについて行う。

## (エ) 第二種銃猟免許に係るもの

空気銃の圧縮操作、装填及び射撃姿勢並びに距離の目測について行う。

## (3) 知識試験

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理に関する知識について、択一式の筆記試験を行う。

## 3 狩猟免許試験の順序

適性試験及び知識試験を技能試験の前に行うものとし、適性試験又は知識試験のいずれかに合格しなかった者については、技能試験を行わない。

## 4 狩猟免許試験の免除

法第39条第3項の規定による網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許を現に受けている者が、他の狩猟免許に係る免許試験を受けようとする場合は、知識試験のうち鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する法令、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理に関する知識の試験を免除する。

## 5 受験資格

県内に住所を有する者。ただし、法第40条に規定する狩猟免許の欠格事由に該当する者を除く。

## 6 携帯品

- (1) 狩猟免許試験受験票
- (2) 筆記用具
- (3) 眼鏡等の視力矯正器具

## 7 狩猟免許試験の申込み

狩猟免許試験を受けようとする者は、狩猟免許申請書1通に必要事項を記入し、次の書類等を添付の上、住所所在地を管轄する振興局農業水産振興課又は一般社団法人和歌山県猟友会各支部に申し込むこと。

## (1) 写真1枚

申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身かつ無背景のもの（縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル）で、裏面に氏名及び撮影年月日を記入すること。

## (2) 狩猟免許手数料

5,200円（和歌山県証紙）とする。ただし、網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許を現に受けている者が、他の狩猟免許に係る免許試験を受けようとする場合にあっては、3,900円とする。

## (3) 銃砲又は刀剣類の所持の許可証の写し

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の許可（以下「許可」という。）を受けている者にあっては、許可に係る許可証の写し

## (4) 医師の診断書

許可を受けていない者にあっては、法第40条第2号、第3号及び第4号に該当しないことを証する医師の診断書（申請時点で作成後3か月以内のもの）

## 8 免許申請書の提出期間及び時間

次に掲げる期間とする。ただし、和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除くものとし、受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

(1) 7月23日（日）に実施する試験については、6月12日（月）から同月30日（金）まで

(2) 8月20日（日）に実施する試験については、7月10日（月）から同月28日（金）まで

## 9 その他

- (1) 会場ごとに受験することができる人数に上限があるため、希望する会場で受験できない場合がある。
- (2) 狩猟免許試験開始時刻に遅れた者の受験は、認めない。
- (3) 新型コロナウイルス感染防止のため、狩猟免許試験を中止し、又は日時、場所及び講習方法を変更することがあり、その場合は、申請者にその旨を通知する。

## 和歌山県告示第517号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和5年4月18日

和歌山県知事 岸本周平

- 1 作業の種類 基本測量(航空レーザ測量による高精度標高データ整備)
- 2 作業期間 令和4年2月22日から令和5年3月14日まで
- 3 作業地域 和歌山県田辺市、新宮市、西牟婁郡白浜町及びすさみ町並びに東牟婁郡那智勝浦町、古座川町及び串本町

**和歌山県告示第518号**

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき橋本市長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和5年4月18日

和歌山県知事 岸本周平

- 1 作業の種類 公共測量(デジタル数値撮影、写真地図作成)
- 2 作業期間 令和4年8月22日から令和5年3月8日まで
- 3 作業地域 和歌山県橋本市並びに伊都郡かつらぎ町及び九度山町全域(合同撮影)

**和歌山県告示第519号**

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき農林水産省近畿農政局和歌山平野農地防災事業所長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和5年4月18日

和歌山県知事 岸本周平

- 1 作業の種類 公共測量(用地測量)
- 2 作業期間 令和4年11月18日から令和5年3月17日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市井ノ口及び森小手穂

**和歌山県告示第520号**

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき和歌山市長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和5年4月18日

和歌山県知事 岸本周平

- 1 作業の種類 公共測量(3D都市モデルの作成)
- 2 作業期間 令和5年3月13日から同月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市全域

**和歌山県告示第521号**

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき有田市長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和5年4月18日

和歌山県知事 岸本周平

- 1 作業の種類 公共測量(レベル500航空写真撮影・写真地図作成)
- 2 作業期間 令和4年5月17日から令和5年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県有田市全域

**和歌山県告示第522号**

和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定め

る。

令和5年4月18日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成24年和歌山県告示第340号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(入札参加資格者の決定等)</p> <p>第8条 略 2～5 略 6 知事は、入札参加資格を有すると認められた者について次に掲げる事項を電子調達システムに登録することにより一般の閲覧に供する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(変更届)</p> <p>第11条 入札参加資格者は、次に掲げる事項について変更があったときは、直ちに知事が別に定める変更届を知事に提出するものとする。この場合において、当該変更の事実を証する書類(第6号に掲げる事項については、第3条第8号に規定する許認可等又は届出等について証する書類を含む。)を併せて提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略 2・3 略</p> <p>(変更申請)</p> <p>第12条 略 2 知事は、前項の審査の結果、変更を認めるときは、資格者名簿における当該入札参加資格者に係る登録内容を必要に応じ変更するとともに、その旨を電子調達システム又は文書により当該変更申請者に通知する。</p> <p>3 略</p> <p>附 則 1～4 略 (資格審査の申請時期の特例) 5 <u>令和5年11月1日から同月30日までの期間は、第6条第1項第2号に規定する期間に含まれないものとする。</u></p>	<p>(入札参加資格者の決定等)</p> <p>第8条 略 2～5 略 6 知事は、入札参加資格を有すると認められた者について次に掲げる事項を一般の閲覧に供するとともに、和歌山県ホームページにより公表する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(変更届)</p> <p>第11条 入札参加資格者は、次に掲げる事項について変更があったときは、直ちに知事が別に定める変更届を知事に提出するものとする。この場合において、当該変更の事実を証する書類(第7号に掲げる事項については、第3条第8号に規定する許認可等又は届出等について証する書類を含む。)を併せて提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略 2・3 略</p> <p>(変更申請)</p> <p>第12条 略 2 知事は、前項の審査の結果、変更を認めるときは、資格者名簿における当該入札参加資格者に係る登録内容を必要に応じ変更するとともに、その旨を文書により当該変更申請者に通知する。</p> <p>3 略</p> <p>附 則 1～4 略</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

### 公安委員会告示

#### 和歌山県公安委員会告示第14号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の32の2第2項の規定により、認定した運転免許取得者等教育を次のとおり公示する。

令和5年4月18日

和歌山県公安委員会委員長 竹 田 純 久

名称、住所及び代表者の氏名	運転免許取得者等教育に使用する施設	運転免許取得者等教育の課程	認定をし

名称	住所	代表者の氏名	名称	所在地	運転免許取得者等教育の認定に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第4号)における区分	名称	た年月日
株式会社新開自動車教習所	橋本市隅田町下兵庫863番地	田輪幸一	新開自動車教習所	橋本市隅田町下兵庫863番地	第1条第3号	高齢者講習同等課程	令和5.3.2
南海砂利株式会社	橋本市学文路191番地の2	上田純也	南海橋本自動車学校	橋本市野88番地	同上	同上	同上
東洋興産株式会社	橋本市高野口町大野250番地	米田恵一	和歌山県紀北自動車学校	橋本市高野口町大野250番地	同上	同上	同上
株式会社岩出自動車学院	岩出市中島1008番地の6	井端悦雄	岩出自動車学院	岩出市中島1003番地	同上	同上	同上
一般財団法人和歌山県交通安全協会	和歌山市西1番地	松本公望	和歌山県自動車学校	和歌山市園部1257番地	同上	同上	同上
株式会社マジオネットマジオドライバースクール和歌山校	和歌山市市小路425番地	松本義弘	マジオドライバースクール和歌山校	和歌山市市小路425番地	同上	同上	同上
株式会社塩屋自動車学校	和歌山市塩屋六丁目2番81号	山西陵平	紀伊風土記の丘カースクール	和歌山市岩橋57番地1	同上	同上	同上
株式会社塩屋自動車学校	和歌山市塩屋六丁目2番81号	山西陵平	塩屋自動車学校	和歌山市塩屋六丁目2番81号	同上	同上	同上
株式会社エース産業	海南市且来1382番地の1	堀川直行	ドライビング・スクールかいなん	海南市且来1382番地の1	同上	同上	同上
一般財団法人和歌山県交通安全協会	和歌山市西1番地	松本公望	ソト浜自動車学校	有田市港町839番地	同上	同上	同上
株式会社有田自動車学校	有田郡有田川町明王寺112番地	岩橋正道	有田自動車学校	有田郡有田川町明王寺112番地	同上	同上	同上
一般財団法人和歌山県交通安全協会	和歌山市西1番地	松本公望	和歌山県御坊自動車学校	日高郡美浜町吉原958番地	同上	同上	同上
株式会社みなべ自動車学校	日高郡みなべ町芝519番地	猪野佳優	みなべ自動車学校	日高郡みなべ町芝519番地	同上	同上	同上
有限会社田辺自動車学校	田辺市新庄町2070番地の5	野村晃大	田辺自動車学校	田辺市新庄町2070番地の5	同上	同上	同上

一般財団法人和歌山県交通安全協会	和歌山市西1番地	松本公望	那智勝浦自動車教習所	東牟婁郡那智勝浦町大字宇久井1680番地1	同上	同上	同上
有限会社岩出カースクール	岩出市高塚513番地	平川健次	岩出カースクール	岩出市高塚513番地	同上	同上	同上

和歌山県公安委員会告示第15号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の3第2項において読み替えて準用する同法第108条の32の2第2項の規定により、認定した運転免許取得者等検査を次のとおり公示する。

令和5年4月18日

和歌山県公安委員会委員長 竹田 純久

名称、住所及び代表者の氏名			運転免許取得者等検査に使用する施設		運転免許取得者等検査の方法		認定をした年月日
名称	住所	代表者の氏名	名称	所在地	名称		
株式会社新開自動車教習所	橋本市隅田町下兵庫863番地	田輪幸一	新開自動車教習所	橋本市隅田町下兵庫863番地	第1条第1号	認定認知機能検査	令和5.3.2
					第1条第2号	認定運転技能検査	令和5.3.2
南海砂利株式会社	橋本市学文路191番地の2	上田純也	南海橋本自動車学校	橋本市野88番地	第1条第1号	認定認知機能検査	令和5.3.2
					第1条第2号	認定運転技能検査	令和5.3.2
東洋興産株式会社	橋本市高野口町大野250番地	米田恵一	和歌山県紀北自動車学校	橋本市高野口町大野250番地	第1条第1号	認定認知機能検査	令和5.3.2
					第1条第2号	認定運転技能検査	令和5.3.2
株式会社岩出自動車学院	岩出市中島1008番地の6	井端悦雄	岩出自動車学院	岩出市中島1003番地	第1条第1号	認定認知機能検査	令和5.3.2
					第1条第2号	認定運転技能検査	令和5.3.2
一般財団法人和歌山県交通安全協会	和歌山市西1番地	松本公望	和歌山県自動車学校	和歌山市園部1257番地	第1条第1号	認定認知機能検査	令和5.3.2
					第1条第2号	認定運転技能検査	令和5.3.2
株式会社マジオネットマジオドライバースクール和歌山校	和歌山市市小路425番地	松本義弘	マジオドライバースクール和歌山校	和歌山市市小路425番地	第1条第1号	認定認知機能検査	令和5.3.2
					第1条第2号	認定運転技能検査	令和5.3.2
株式会社塩屋自動車学校	和歌山市塩屋六丁目2番81号	山西陵平	紀伊風土記の丘カースクール	和歌山市岩橋57番地1	第1条第1号	認定認知機能検査	令和5.3.2
					第1条第2号	認定運転技能検査	令和5.3.2

株式会社塩屋自動車学校	和歌山市塩屋六丁目2番81号	山西陵平	塩屋自動車学校	和歌山市塩屋六丁目2番81号	第1条第1号	認定認知機能検査	令和5.3.2
					第1条第2号	認定運転技能検査	令和5.3.2
株式会社エース産業	海南市且来1382番地の1	堀川直行	ドライビング・スクールかいなん	海南市且来1382番地の1	第1条第1号	認定認知機能検査	令和5.3.2
					第1条第2号	認定運転技能検査	令和5.3.2
一般財団法人和歌山県交通安全協会	和歌山市西1番地	松本公望	ソト浜自動車学校	有田市港町839番地	第1条第1号	認定認知機能検査	令和5.3.2
					第1条第2号	認定運転技能検査	令和5.3.2
株式会社有田自動車学校	有田郡有田川町明王寺112番地	岩橋正道	有田自動車学校	有田郡有田川町明王寺112番地	第1条第1号	認定認知機能検査	令和5.3.2
					第1条第2号	認定運転技能検査	令和5.3.2
一般財団法人和歌山県交通安全協会	和歌山市西1番地	松本公望	和歌山県御坊自動車学校	日高郡美浜町吉原958番地	第1条第1号	認定認知機能検査	令和5.3.2
					第1条第2号	認定運転技能検査	令和5.3.2
株式会社みなべ自動車学校	日高郡みなべ町芝519番地	猪野佳優	みなべ自動車学校	日高郡みなべ町芝519番地	第1条第1号	認定認知機能検査	令和5.3.2
					第1条第2号	認定運転技能検査	令和5.3.2
有限会社田辺自動車学校	田辺市新庄町2070番地の5	野村晃大	田辺自動車学校	田辺市新庄町2070番地の5	第1条第1号	認定認知機能検査	令和5.3.2
					第1条第2号	認定運転技能検査	令和5.3.2
一般財団法人和歌山県交通安全協会	和歌山市西1番地	松本公望	那智勝浦自動車教習所	東牟婁郡那智勝浦町大字字久井1680番地1	第1条第1号	認定認知機能検査	令和5.3.2
					第1条第2号	認定運転技能検査	令和5.3.2
有限会社岩出カースクール	岩出市高塚513番地	平川健次	岩出カースクール	岩出市高塚513番地	第1条第1号	認定認知機能検査	令和5.3.2
					第1条第2号	認定運転技能検査	令和5.3.2

## 労働委員会告示

### 和歌山県労働委員会告示第1号

労働関係調整法施行令(昭和21年勅令第478号)第4条及び労働委員会規則(昭和24年中央労働委員会規則第1号)第68条第1項の規定により、和歌山県労働委員会あっせん員候補者の氏名、履歴等を次のとおり公示する。

令和5年4月18日

和歌山県労働委員会会長 有田佳秀

和歌山県労働委員会あっせん員候補者名簿

(令和5年4月5日現在)

氏名	現職	経験及び履歴	委嘱日
ありたよしひで 有田佳秀	弁護士	36期～44期公益委員 36期～38期会長代理 39期～会長	H18. 3. 17
たなかよしひろ 田中祥博	弁護士	39期～44期公益委員 39期～会長代理	H24. 4. 4
よしざわなおみ 吉澤尚美	弁護士	40期～44期公益委員	H26. 4. 2
こじまのりあき 小寫典明	関西外国語大学教授	41期～44期公益委員	H28. 4. 6
ふじもとようじ 藤本陽司	(元)和歌山県商工観光労働部長兼労働委員会事務局長	44期公益委員	R4. 4. 7
うすきゆたか 白杵 豊	和歌山県電力総連会長	42期～44期労働者委員	H30. 4. 18
おかもとゆみ 岡本由美	連合和歌山女性委員会委員長	43期～44期労働者委員	R2. 4. 7
やまもとゆういち 山本龍一	基幹労連和歌山県本部委員長	44期労働者委員	R4. 4. 7
たにくちこうへい 谷口考平	和歌山県医療労働組合連合会書記長	44期労働者委員	R4. 4. 7
ひらたまさと 平田将人	UAゼンセン和歌山県支部支部長	44期労働者委員	R4. 11. 9
こばたさいぞう 小畑英三	小畑産業株式会社取締役会長	35期～44期使用者委員	H16. 3. 17
おかだあき 岡田亜紀	菱岡工業株式会社代表取締役	39期～44期使用者委員	H25. 2. 6
いけだよしのり 池田慶憲	池田鉄工株式会社代表取締役	43期～44期使用者委員	R2. 4. 7
こだませいや 児玉征也	和歌山県経営者協会専務理事・事務局長	43期～44期使用者委員	R2. 4. 7
はせべたくみ 長谷部 巧	阪和電子工業株式会社代表取締役	44期使用者委員	R4. 4. 7
しばえいじ 芝英司	労働委員会事務局長		R5. 4. 5
まえしまひであき 前嶋秀章	労働委員会事務局次長(審査調整課長事務取扱)		R4. 4. 7
ほりうちかえこ 堀内香恵子	労働委員会事務局審査調整課課長補佐		R4. 4. 7
やまだくにこ 山田邦子	労働委員会事務局審査調整課主任		R5. 4. 5
くろいひでやす 黒井秀康	労働委員会事務局審査調整課主査		R4. 4. 7

## 内水面漁場管理委員会告示

### 和歌山県内水面漁場管理委員会告示第3号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第2項において準用する同法第64条第5項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する。

なお、和歌山県内水面漁場計画の案は、令和5年4月18日から同月25日まで当委員会事務局、和歌山県農林水産部水産局資源管理課及び各振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置き、一般の縦覧に供する。

令和5年4月18日

和歌山県内水面漁場管理委員会会長 大 杉 達

- 1 期日及び場所  
令和5年4月25日（火）午後2時30分から  
所在地 和歌山市雑賀屋町東ノ丁33  
会場名 信漁連会館3階 大会議室
- 2 案件  
和歌山県内水面漁場計画の案について
- 3 公聴会に関する問合せ先  
郵便番号 640-8585  
和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁内  
和歌山県内水面漁場管理委員会事務局  
電話番号 (073) 441-3010

## 公 告

### 都市計画の図書の写しの縦覧公告

有田市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和5年4月18日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 都市計画の種類及び名称  
有田都市計画道路（3・6・8号内川港線）
- 2 縦覧場所  
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

## 公 告

和歌山県が発注する物品の購入等に係る一般競争入札等（以下「競争入札」という。）についての和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号。以下「資格審査要綱」という。）に定める入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）に係る申請の受付を次のとおり行う。

令和5年4月18日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 対象とする契約の種類  
別表1に掲げる営業種目（以下「営業種目」という。）に係る物品等（自動車修理、印刷、製本、航空写真・図面製作、清掃用品取替え、不用品買受け等を含む。）の調達契約
- 2 申請者に必要な条件  
資格審査の申請は、当該申請をしようとする者が次に掲げる条件を全て満たす場合に限り、行うことができる。
  - (1) 施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。ただし、同項第1号に該当する者であって、同項に規定する特別の理由がある場合に該当するものについては、この限りでない。
  - (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項及び第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者並びに申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定している場合は、この限りでない。
  - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項及び第2項の規定による更生手続開始の申立てをし

ていない者並びに申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第199条第1項の更生計画認可の決定がある場合は、この限りでない。

- (4) 和歌山県の区域内（以下「県内」という。）に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、県税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税に係る徴収金並びに法人にあつては、法人税に係る徴収金を完納していること。
- (6) 個人にあつては、在住する県内の市町村が個人に対して課する住民税（県民税及び市町村民税をいう。）に係る徴収金を完納していること。
- (7) 申請日現在において、競争入札に参加を希望する営業種目又はそれに類似する営業種目について1年以上の営業実績を有していること（法人にあつては、これに加えて、原則として、競争入札に参加を希望する営業種目又はそれに類似する営業種目について当該法人の営業の目的としていることが、登記事項証明書により確認できること。）。
- (8) 競争入札に参加を希望する営業種目の営業を行うことについて、法令等の規定により必要な官公署の免許、登録、許可、認可等（以下「許認可等」という。）を受けている者又は必要な官公署への届出等を行っている者であること。
- (9) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等若しくは同条第2号に規定する暴力団員ではないが、暴力団と関係を有しながら、その組織の威力を背景として暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団等」という。）が経営し、又は経営に実質的に関与している者

イ 不当と認められる目的を有して暴力団等が経営し、又は実質的に関与している者を利用している者

ウ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与を行っている者

エ 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者

オ 下請契約、資材又は原材料の購入契約、委託契約その他の契約に当たり、その契約の相手方が、アからエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該契約を締結している者

カ 国、地方公共団体その他の公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した容疑で逮捕、書類送検若しくは起訴され、刑が確定した者（その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった者を除く。）が経営し、又は経営に実質的に関与している者

キ 県内の公共機関が執行する入札に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくは暴力を用いる者が経営し、又は経営に実質的に関与している者

ク 和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度の信用を毀損する者が経営し、又は経営に実質的に関与している者

ケ キ又はクのいずれかに該当する者となった日から1年を経過しない者

### 3 資格審査の申請書等

資格審査に係る申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、資格審査要綱に基づき申請書及び次に掲げる書類（以下「申請添付書類」という。）を提出しなければならない。ただし、知事が特に認める場合には、申請添付書類の一部について提出を免除することができる。

なお、申請添付書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本又はその写しに限るものとする。

#### (1) 申請添付書類

ア 法人にあつては、登記事項証明書

イ 2の(4)に掲げる条件を満たすことを確認できる納税証明書  
ウ 2の(5)に掲げる条件を満たすことを確認できる納税証明書  
エ 2の(6)に掲げる条件を満たすことを確認できる納税証明書  
オ 申請時の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

カ 2の(7)の営業実績を示す書類

キ 2の(8)に掲げる条件を満たすことを証する書類

ク 申請時に和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けている者にあつては、その措置の終期を示す書類

ケ アからクまでに掲げる書類のほか、知事が必要と認めるもの

(2) 申請書の提出については、郵送によるものとする。

なお、電子調達システム（和歌山県が電子情報処理組織を利用して物品を調達するシステムをいう。以下同じ。）により申請を行う場合にあつては、作成したデータを送信するとともに、電子調達システムにより出力される申請確認書及び申請添付書類を添付の上、郵送により提出しなければならない。

#### 4 申請書及び申請添付書類の提出先及び審査申請要領等の配布場所

(1) 申請書及び申請添付書類の提出先

申請書及び申請添付書類は、和歌山県会計局総務事務集中課に提出しなければならない。ただし、電子調達システムにより申請を行った場合は、申請書に代えて申請確認書を提出するものとする。

(2) 審査申請要領等の配布場所

審査申請要領、申請書の用紙等は、別表2の申請書等を配布する県の機関欄に掲げる県の機関（以下「調達機関」という。）のいずれかにおいて配布する。

また、和歌山県のホームページからその様式等をダウンロードすることができる。

#### 5 資格審査申請の期間

(1) 資格審査の申請は、原則として、次に掲げるいずれかの期間に行うものとする。

なお、申請書（電子調達システムにより申請を行う場合にあつては、申請確認書）及び申請添付書類の提出は郵送によるものとし、ア又はイに掲げる期間内の消印のあるものに限り受け付ける。

ア 令和5年5月1日（月）から同月31日（水）まで

イ アに掲げるもののほか、知事が必要と認める期間

(2) (1)の規定にかかわらず、公告により競争入札の実施を知り得た者が、当該競争入札への参加を希望する場合には、当該公告の期間において、知事が特に定める期間に限り、資格審査の申請を行うことができるものとする。

#### 6 申請書及び申請添付書類に用いる言語等

申請書及び申請添付書類に用いる言語及び通貨については、次に掲げるとおりとする。

(1) 申請書及び申請添付書類に用いる言語は、原則として、日本語とすること。

(2) 申請添付書類のうち、外国語を用いたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

(3) 申請書及び申請添付書類の金額欄については、外国の通貨単位によらず、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載すること。ただし、申請添付書類については、換算額を付記してこれに代えることができるものとする。

#### 7 資格審査の結果通知

申請者には、資格審査要綱第8条の規定により資格審査の結果を文書により通知する。

#### 8 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、5の(1)のアの期間に申請されたものについては令和5年8月1日から同年12月31日までとする。

9 競争入札の公告の方法

競争入札のうち条件付き一般競争入札を行う場合は、電子調達システムに掲載し、又は当該入札を行う調達機関の掲示板に掲示することにより公告する。

10 問合せ先

和歌山県会計局総務事務集中課物品班  
和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地  
郵便番号 640-8585  
電話番号 073-441-2293

別表1

## 物品等の調達契約に係る営業種目一覧表

営業種目番号	営業種目名	県が調達する物品等の種類(品目等)例示
1	文房具事務用品	文房具、和洋紙製品(画用紙、半紙、伝票帳票類、表紙、ファックス用紙、各紙袋等)、事務用機械器具類(一般の文房具店で取り扱っている電卓のような文房具、事務用品の全品目。ただし、什器を除く。)等
2	用紙類	上質紙、中質紙、中質紙(再生紙)、更紙、和紙、ノーカーボン紙、封筒等
3	複写用感光紙	PPC用紙、PPC用紙(再生紙)、湿式、乾式等
4	情報処理用機器	パーソナルコンピュータ、AV機器、ワードプロセッサ、光ファイリングシステム、光学マーク読取装置、光学文字読取装置等
5	事務用機器	複写機、プリンター、複合機、シュレッダー、宛名印刷機、マイクロリーダー、軽印刷機、OHP等
6	印章	木印、ゴム印、日付印等
7	情報処理用品	USBメモリ、磁気テープ、ディスクパック、ストックフォーム、ストックフォーム(再生紙)、フィルター、フロッピーディスク等
8	楽器	和楽器、洋楽器、楽譜、レコード、CD等
9	学校教材具	教材、教育機器、理科実験器具、実習用機器、視聴覚教育機器、教材用映画フィルム、保健室用品、保育用教材等
10	運動用品	運動用品、運動器具、武道具、運動衣等
11	ミシン	ミシン、編機等
12	時計・貴金属	時計、貴金属、眼鏡等
13	バッジ・カップ・記念品類	バッジ、カップ・トロフィー・楯、金杯・銀杯、制服付属品、ワッペン、ステッカー、ネームプレート、鑑札、各種記念品等
14	額縁・画材	各種額縁、画材等
15	写真機	カメラ、ビデオカメラ、撮影機、映写機、写真材料、フィルム(医療用を除く。)等
16	什器	鋼製什器(書庫類、更衣箱、机、椅子等)、木製什器(応接長テーブル、ソファ、安楽椅子等)、家具、図書館用什器、移動棚、調剤台、実験用什器、コインロッカー、机上ガラス等
17	厨房機械器具	流し台・調理台、調理用機器、食器洗浄・消毒機器、給湯関係機器、風呂釜等浴槽関係機器、冷凍・冷蔵関係機器等

18	荒物雑貨	家庭金物類、清掃用具・用品、石けん・洗剤類、ワックス類、食器類、磁器・ガラス器、紙・繊維・プラスチック製雑貨類、トイレトーパー等
19	漆塗物・漆器類	漆塗花瓶、漆塗盆、その他漆器類等
20	工業用ゴム製品	サクシオンホース、ゴム・ビニールホース、パッキン類、ベルトゴム・ビニールシート、防振ゴム、ゴムマット等
21	繊維製品	制服、作業服、事務服、白衣、肌着、雨衣、雨具、靴下、軍手、タオル、てぬぐい、布製シート等
22	寝具	布団、毛布、敷布等
23	ベッド	一般用ベッド、医療用ベッド
24	帽子	制帽、作業帽、略帽、運動帽、ヘルメット等
25	ゴム・皮革製品	革靴、作業靴・安全靴、ゴム長靴、地下足袋、布靴、病院用シューズ、カバン、手袋(革、ゴム、ビニール)等
26	室内装飾品	じゅうたん、カーテン、ブラインド、簡易間仕切り、どん帳・暗幕、畳等
27	天幕・旗・染め物	天幕、旗・のぼり・たれ幕、郵袋、腕章、選挙用品、染物等
28	家庭用電気機器	映像・音響機器(テレビ、ビデオ、ステレオ等)、空調関係機器(エアコン、クーラー等(ガスを含む。))、暖房関係機器(ストーブ、ファンヒーター、クリーンヒーター等(ガスを含む。))、家事・調理機器(冷蔵庫、洗濯機、レンジ等)、電球等照明・配線関係機具等
29	自動車	乗用車、貨物車、二輪車、軽自動車、バス、自動車架装、特殊車(フォークリフト等)、電気自動車等
30	自動車部品	自動車関係部品、タイヤ・チューブ、バッテリー、カーナビゲーション、電装品(修理を含む。)、自動車用品、排気ガス浄化装置等
31	自動車修理	自動車修理、車検・法定点検(工場認証、認定又は指定を受けた者に限る。)、自動車板金・塗装等
32	自転車・雑車	自転車、原付自転車、乳母車、運搬車、車椅子、自転車・雑車部品及び修理等
33	船舶・航空機	船舶(総トン数20トン未満)、ボート、航空機、ヘリコプター、船舶・航空機部品・機材及び修理
34	石油製品	ガソリン、重油、軽油、灯油、潤滑油等
35	ガス類その他	LPガス(許可業者に限る。)、酸素ガス、窒素ガス、各種高圧ガス(医・理・工業用を含む。)、石炭、コークス、木炭、石油外燃料等
36	理化学機械器具	分析機器(光)、分析機器(クロマト)、分析機器(ガス)、分析機器(その他)、光学機器(顕微鏡、投影機等)、試験検査機器、環境測定機器、測量機器、基本・誘導量計測定機器等

37	工作用機械器具	旋盤、ボール盤、研削盤、フライス盤、プレス、切断機、圧延機、機械工具、レーザー加工機、溶接機、木工機械等
38	産業用機械器具	ボイラー、エンジン、ポンプ、クレーン、コンベア、産業用ロボット、送風機、冷凍機、バケット、船舶用エンジン、自動車整備用機械、産業用洗濯機、動力伝導装置、油圧・空圧機等
39	産業用電気機械	発電器、モーター、自動制御装置、受配電設備、空気清浄機、屋外照明器具、舞台照明器具等
40	通信用機械器具	電話交換機、有線放送装置、ファクシミリ等搬送装置、テレビ放送装置、ラジオ放送装置、固定局通信装置、移動局通信装置、レーダー装置、方向探知器、ビーコン装置、情報伝達表示装置、電話機、携帯電話等
41	農業用機械器具	トラクター、コンバイン、畜産用機器、養鶏用機器、噴霧器、芝刈機、製茶機等
42	建設用機械器具	ブルドーザー・パワーショベル、ロードローラー、杭打機、削岩クレーン、ミキサー等
43	給排水設備・塵埃処理機器	水道メーター、漏水防止機、水道用伸縮継手、汚水処理装置、集塵装置、焼却炉
44	アスファルトコンクリート	アスファルト混合物、常温合材、乳剤、タール等(プラント所有者に限る。)
45	生コンクリート	生コンクリート(プラント所有者に限る。)
46	セメント・骨材	セメント、碎石、再生碎石、砂利、石粉、転炉かす、高炉かす等
47	コンクリート製品	ヒューム管、パイプ、道路用製品、下水道用製品、陶管、万年塚、ブロック等
48	木材	木材、合板、竹材、丸太、その他木製品等
49	鉄鋼・非鉄製品	鋼材、鋼管、鋼矢板、ガードレール、ワイヤーロープ、金網、鋳鉄管、ビニール管、電線等
50	建築金物	建築金物、非木建材、大工道具、工具、塗料、ガラス(机上ガラスを除く。)等
51	仮設資材	組立ハウス、組立式物置、仮設トイレ、仮設用材料、組立式駐車場等
52	道路標識	道路標識、カーブミラー、電照式標識、バリケード、保安灯等
53	看板・広告宣伝・展示品	看板、掲示板・表示板、案内板、啓発広告用品、模型、展示品等
54	医療用機械器具	生体検査機器(心電計、脳波計、内視鏡、超音波診断装置、医療用光学機器等)、検体検査用機器(血液成分分析、呼気ガス分析等の血液・尿検査機器、遠心分離器等)、治療用機器(人工臓器、透析機器、超音波治療機器、レーザー・赤外線治療機器、リハビリテーション用機器、ペースメーカー等)、放射線関連機器(X線撮影・断層装置、アイソトープ治療機器、磁気共鳴診断装置等)、手術関連機器(麻酔、消毒を含む。)、調剤器具、看護器具、歯科用機器等(必

		要な許認可等を受け、又は必要な届出等を行っていること。)
55	医療用薬品	医家向薬品、家庭薬、ワクチン、医療用酸素、笑気ガス、血清、培地、動物用医薬品等(必要な許認可等を受け、又は必要な届出等を行っていること。)
56	衛生材料	脱脂綿、ガーゼ、包帯、歯科材料、紙オムツ等(医療用器具及び局方品を扱う者については、必要な許認可等を受け、又は必要な届出等を行っていること。)
57	医療用フィルム	X線フィルム(現像用材料を含む。)等(必要な届出等を行っていること。)
58	防疫剤	殺虫剤、殺そ剤、除草剤、農薬等(必要な届出等を行っていること。)
59	工業薬品	塩化第二鉄、苛性ソーダ、硫酸、試薬、工業用ガス、凝集剤、活性炭(再生を含む。)、流出油処理剤等(毒物・劇物に該当するものを扱う場合は、必要な許認可等を受け、又は必要な届出等を行っていること。)
60	消防・防災用品	ホース、消防ポンプ、避難器具、救助器具、防火服、化学消火薬剤、オイルフェンス、消火器(薬品の詰め替えを含む。消火器を扱う者については、必要な届出等を行っていること。)、その他消防・防災用品(非常用備蓄食料等も含む。)、遮熱フィルム等
61	警察用品	拳銃ケース、警棒、手錠、捕縄、鑑識用機械機材、防弾板、その他警察用品
62	百貨店	全品目
63	造園資材	種苗、樹木、芝、草花、用土肥料、造園石材等
64	食品関係	茶、インスタントコーヒー、紅茶、砂糖、飲料水、その他食品
65	包装・梱包資材	包装材料、段ボール、梱包用品具等
66	その他物品関係	漁業用資器材、舞台道具及び上記のいずれにも属さない物品
67	印刷	冊子、パンフレット、ポスター、地図、連続帳票等の印刷物(印刷機(設備)を保有(リースを含む。))していること。)
68	—	—
69	—	—
70	複写業務	コピー、青写真、マイクロ写真、DPE、光ディスク入力
71	航空写真・図面製作	航空写真、図面製作、写図、地図製作、住居表示案内図
72	製本	製本、表装
73	クリーニング	椅子カバー、カーテン、白衣、作業衣、白布、たすき等(必要な届出等を行っていること。)
74	清掃用品取替え	化学雑巾、モップ、芳香剤、防災マット、受話口抗菌マット取替消毒等

75	図書	書籍、雑誌、地図等
76	動物・飼料	動物、魚類用飼料、鳥類用飼料、動物用飼料、飼育器材等
77	不用品買受け	鉄・非鉄くず、紙・繊維くず、機械、船舶、自転車及び自動車、遺失物等の不用品買受け（必要な許認可等を受け、又は必要な届出等を行っていること。）

別表2

申請書等を配布する県の機関	左の機関が所管する物品集中調達等の概要
会計局総務事務集中課物品班 〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地 TEL 073-441-2293	一般競争入札に関する調達並びに本庁各課室、教育庁各課室、各種委員会等事務局並びに和歌山市、海南市及び海草郡に所在する県の地方機関等の調達
那賀振興局地域振興部総務県民課 〒649-6223 岩出市高塚209 TEL 0736-61-0005	岩出市及び紀の川市に所在する県の地方機関等の調達
伊都振興局地域振興部総務県民課 〒648-8541 橋本市市脇四丁目5番8号 TEL 0736-33-5004	橋本市及び伊都郡に所在する県の地方機関等の調達
有田振興局地域振興部総務県民課 〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅2355-1 TEL 0737-64-1255	有田市及び有田郡に所在する県の地方機関等の調達
日高振興局地域振興部総務県民課 〒644-0011 御坊市湯川町財部651 TEL 0738-24-2904	御坊市及び日高郡に所在する県の地方機関等の調達
西牟婁振興局地域振興部総務県民課 〒646-8580 田辺市朝日ヶ丘23-1 TEL 0739-26-7906	田辺市及び西牟婁郡(すさみ町を除く。)に所在する県の地方機関等の調達
東牟婁振興局地域振興部総務県民課 〒647-8551 新宮市緑ヶ丘二丁目4-8 TEL 0735-21-9605	新宮市及び東牟婁郡(串本町及び古座川町を除く。)に所在する県の地方機関等の調達
東牟婁振興局地域振興部総務県民課 串本地区駐在 〒649-3510 東牟婁郡串本町サング台783-8 TEL 0735-62-0412	西牟婁郡すさみ町並びに東牟婁郡串本町及び古座川町に所在する県の地方機関等の調達
警察本部警務部会計課 〒640-8588 和歌山市小松原通一丁目1番地1 TEL 073-423-0110	警察本部(一般競争入札に関する調達を含む。)の調達